

○佐賀県警察術科に関する訓令

平成23年10月 3 日

本部訓令第12号

(目的)

第1条 この要綱は、警察官が行う術科訓練等について必要な事項を定め、職務執行に必要な気力及び体力の錬成並びに術科技能の向上を図り、もって力強い警察の確立を図ることを目的とする。

(術科訓練の義務)

第2条 警察官は、本訓令の目的を達成するために、平素から、積極的に基礎体力の錬成及び術科訓練を実施しなければならない。

(術科の種目)

第3条 術科の種目は、柔道、剣道、逮捕術、拳銃、救急法及び体育とする。

(柔道及び剣道訓練)

第4条 柔道及び剣道の訓練は、年齢及び技量に応じた訓練を実施することとする。

2 低段位者又は低技能者は、基本訓練を十分に行い、基本技術の確実な習得に努めるとともに、段階に応じて練度を上げた訓練を行うこととする。

(逮捕術、拳銃及び救急法訓練)

第5条 逮捕術、拳銃及び救急法の訓練は、別に定めるところによる。

(体育訓練)

第6条 体育訓練は、警察官の基礎体力の向上を図るため、積極的に推進することとする。

(総括責任者)

第7条 佐賀県警察に総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括責任者は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 術科訓練の推進に関すること。
- (2) 術科訓練の安全管理に関すること。
- (3) 術科特別訓練員の術科技能の強化に関すること。
- (4) その他術科訓練に関する事務の総括に関すること。

(副総括責任者)

第8条 佐賀県警察に副総括責任者を置き、警務部警務課長又は警務部理事官をもって充てる。

2 副総括責任者は、総括責任者を補佐する。

(術科訓練責任者及び術科訓練推進責任者)

第9条 各所属に術科訓練責任者及び術科訓練推進責任者を置く。

- 2 術科訓練責任者は、所属長をもって充て、所属における訓練を安全かつ確実に実施する責任を負う。
- 3 術科訓練推進責任者は、次席、副所長、副隊長、副校長及び副署長をもって充て、術科訓練責任者を補佐するとともに、効果的かつ効率的な訓練計画を策定し、実効ある訓練を推進することとする。

(術科指導員)

第10条 各所属に、柔道、剣道及び逮捕術ごとの術科指導員1人を置く。ただし、所属において術科指導員を置くことができない場合は、警務課と協議することとする。

- 2 術科指導員は、所属の訓練計画に基づき、担当する訓練を指導することとする。
- 3 術科訓練責任者は、次の各号に掲げる警部補以上の階級にある警察官で、指導力があると認めるものを術科指導員として指定することとする。
 - (1) 柔道及び剣道にあつては、それぞれ3段以上の段位を有する者
 - (2) 逮捕術にあつては、上級の資格を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者と同等の能力を有すると認める者

本条…一部改正 [平成27.3本部訓令9]

(術科指導補助員)

第11条 各所属は、所属の規模に応じ、前条第1項の術科訓練の種目ごとに術科指導補助員1人又は2人を置くことができる。

- 2 術科指導補助員は、術科指導員の指導を補助することとする。
- 3 術科訓練責任者は、術科指導員に準ずる資格を有する者を術科指導補助員に指定することとする。

(術科指導員及び術科指導補助員の指定解除)

第12条 術科訓練責任者は、術科指導員及び術科指導補助員(以下「術科指導員等」という。)が次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、術科指導員等の指定を解除することとする。

- (1) 他の部署に配置換えになったとき。
 - (2) 退職、休職等身分上の異動を生じたとき。
 - (3) 傷病その他心身の故障により、その任務を遂行することができないと認めるとき。
- 2 術科訓練責任者は、術科指導員等の指定を解除したときは、速やかに新たな術科指導員

等を指定しなければならない。

（術科指導員等の報告）

第13条 術科訓練責任者は、術科指導員等を指定し、及び指定を解除したときは、速やかに術科指導員等指定・指定解除報告書（別記様式第1号）により、副総括責任者を經由し総括責任者に報告することとする。

（訓練対象者）

第14条 訓練の対象者は、警部以下（次席、副所長及び副隊長を除く。）の階級にある警察官とし、年齢が40歳未満の者を重点訓練対象者、それ以外の者を一般訓練対象者とする。

2 術科訓練責任者は、次の各号に掲げる者の訓練を免除することができる。

（1）柔道、剣道、逮捕術、拳銃及び白バイの特別訓練員に指名された者（全国大会終了までの間）

（2）佐賀県警察職員の健康管理に関する訓令（平成26年佐賀県警察本部訓令第13号）第27条に基づき、指導区分B以上の指定を受けている要療養者

（3）おおむね1月以上の病気、けが及び入校者

（4）前各号に掲げるもののほか、訓練免除の必要があると認める者

3 前項第2号又は第3号に該当することとなった者は、術科訓練免除申請書（別記様式第2号）により、術科訓練責任者に訓練の免除を申請しなければならない。

4 術科訓練責任者は、第2項の規定により訓練の免除を行ったときは、術科訓練免除報告書（別記様式第3号）により、副総括責任者を經由して総括責任者に報告することとする。

5 総括責任者は、前項の報告を受けた場合において、免除理由等に疑義が生じたときには、術科訓練責任者に対し、必要な事項を聴取することができる。

本条…一部改正〔平成27.3本部訓令9〕

（訓練時間）

第15条 柔道、剣道及び逮捕術の訓練時間は、1回の訓練につき1時間以上行うこととする。

（訓練参加回数）

第16条 重点訓練対象者は月2回以上、一般訓練対象者は月1回以上の頻度で柔道、剣道又は逮捕術の訓練に参加しなければならない。

2 訓練対象者のうち、四半期の訓練参加回数が規定の回数に達しない者は、副総括責任者の行う補完訓練に参加しなければならない。

（訓練計画）

第17条 術科訓練責任者（運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学

校及び各警察署に限る。)は、術科訓練推進責任者が策定した訓練計画を副総括責任者を
経由して総括責任者に報告することとする。

- 2 本部内所属（運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊を除く。）の年
間訓練計画は、警務課で策定し、副総括責任者を経由して総括責任者に報告することとす
る。

（参加状況の管理等）

第18条 術科訓練推進責任者は、訓練実施の都度、訓練参加状況を記録するとともに、月ご
とに術科訓練管理システムに入力し、管理しなければならない。

- 2 術科訓練責任者は、所属の職員の中から術科訓練管理システム入力担当者を指定し、術
科指導員等指定・指定解除報告書（別記様式第1号）により、副総括責任者を経由して総
括責任者に報告することとする。

（巡回指導）

第19条 副総括責任者は、各所属の術科訓練に術科指導官又は術科師範を巡回指導させると
ともに、必要があると認めるときは、警務課員を派遣し、術科指導に当たらせることがで
きる。

本条…一部改正〔平成27.3本部訓令9〕

（術科大会等の開催）

第20条 術科の振興と士気の高揚を図るため、県下術科大会を開催することとする。

- 2 術科訓練責任者は、術科技能の向上と士気の高揚を図るため、所属内術科大会を開催す
ることができる。

（安全管理）

第21条 訓練を実施する場合の安全管理については、別に定めるところによる。

（術科特別訓練員等の指名）

第22条 警察庁又は九州管区警察局が主催する柔道、剣道、逮捕術及び拳銃射撃の術科大会
（以下「全国術科大会等」という。）に出場する選手の術科技能の向上及び強化を図るた
め、術科特別訓練（以下「術科特練」という。）を行うこととする。

- 2 毎年度各術科特練ごとに、術科特別訓練員（以下「特練員」という。）を指名し、全国
術科大会等に派遣することとする。
- 3 総括責任者は、特練員以外で、将来特練員としての資質を有し育成を要すると認められ
る警察官を術科特練候補要員として指名し、特練員が行う術科特練に参加させることがで
きる。

(術科担当部長の指定等)

第23条 術科特練ごとに次の各号に掲げるとおり、術科特練担当部長（以下「担当部長」という。）を置くこととする。

- (1) 柔道 刑事部長
- (2) 剣道 警備部長
- (3) 逮捕術 生活安全部長
- (4) 拳銃 警察学校長

2 担当部長は、担当する術科特練の訓練状況の把握、特練員に対する指導督励等を行い、必要な事項について本部長に報告することとする。

(特練員の訓練計画等)

第24条 術科師範は、特練員の年間訓練計画を策定し、副総括責任者を經由して総括責任者、担当部長及び特練員が属する所属長に報告しなければならない。

2 副総括責任者は、各所属の要請に基づき、特練員を術科指導に当たらせることができる。

(特練員の派遣)

第25条 特練員が属する所属長は、前条第1項により策定した訓練計画に基づき、特練員を訓練及び大会に派遣させることとする。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 警察術科訓練単位取得制実施要綱(平成9年佐賀県警察本部訓令第3号)は、廃止する。

附 則 (平成27年3月6日本部訓令第9号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第13条関係)

年 月 日

警 務 部 長 殿
(総括責任者)

所 属 長

術科指導員等指定・指定解除報告書

術科指導員等を次のとおり 指定・指定解除 します。

1 術科指導員

種 目	所 属	係 名	階 級	氏 名	年 齢	段 級 位
柔 道						
剣 道						
逮捕術						

2 術科指導補助員

種 目	所 属	係 名	階 級	氏 名	年 齢	段 級 位
柔 道						
剣 道						
逮捕術						

3 術科訓練管理システム入力担当者

所 属	係 名	階 級	氏 名	PC番号
				警電番号

別記様式第2号(第14条第3項関係)

年 月 日

術科訓練責任者 殿
(所 属 長)

所 属
申 請 者 名

術 科 訓 練 免 除 申 請 書

免除を必要とする者	所 属 階 級 氏 名 年 齢 種 別 柔道・剣道 一般・重点
免 除 期 間	年 月 日から 年 月 日までの間 (〇〇日間)
免 除 理 由	
備 考	

別記様式第3号(第14条第4項関係)

年 月 日

警 務 部 長 殿
(総括責任者)

所 属 長
(術科訓練責任者)

術 科 訓 練 免 除 報 告 書

番号	免 除 者	期 間	免 除 理 由
1	氏 名 重点 一般 柔道 剣道	年 日 月 日 ～ 年 日 月 日 まで (日間)	
2	氏 名 重点 一般 柔道 剣道	年 日 月 日 ～ 年 日 月 日 まで (日間)	
3	氏 名 重点 一般 柔道 剣道	年 日 月 日 ～ 年 日 月 日 まで (日間)	
4	氏 名 重点 一般 柔道 剣道	年 日 月 日 ～ 年 日 月 日 まで (日間)	

別記様式第 1 号（第13条関係）

別記様式第 2 号（第14条第 3 項関係）

別記様式第 3 号（第14条第 4 項関係）